

倫理規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

第1条（組織の使命）

当法人は、その設立目的に従い事業運営に当たる。

活動にあたっては、別紙「倫理要綱」に従い行動しなければならない。

第2条（社会的信用の維持）

当法人は、公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努める。

第3条（基本的人権の尊重）

当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

第4条（法令等の遵守）

当法人は、関連法令、定款及び内部規程を遵守し適正に事業を運営する。

当法人は反社会的勢力との取引を一切行わない。

役職員等は不正若しくは不適切な行為又はそのおそれを認めた場合、コンプライアンス規程に則り対応する。

第5条（私的利益追求の禁止）

役職員等は、その職務や地位を自己又は第三者の私的利益の追求のために利用してはならない。

第6条（ハラスメントの防止）

当法人は、すべての役職員が安心して活動及び業務に従事できる環境を確保するため、職場におけるあらゆるハラスメントの防止に努める。

役職員等は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントその他、相手の人格や尊厳を侵害し、又は就業環境を害する言動を行ってはならない。

当法人は、ハラスメントに関する相談又は申告があった場合には、公正かつ迅速に事実確認を行い、適切に対応する。ハラスメントに関する相談者及び調査協力者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

ハラスメントへの対応手続きについては、内部通報（ヘルプライン）規程その他関連規程に定める。

第7条（利益相反等の防止）

当法人は、利益相反規程に従い、利益相反の状況及び取引を自己申告させ、内容を確認し必要な是正措置を講ずる。

第8条（特別の利益を与える行為の禁止）

役職員等は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

第9条（情報開示及び説明責任）

当法人は、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努める。

第10条（個人情報保護）

当法人は、個人情報その他プライバシーに関わる情報の保護に万全を期し、個人の権利の尊重にも十分配慮する。

第11条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 倫理要綱

1. 活動方針

当法人は、支援対象者の安全・尊厳を最優先し、主体性を尊重した伴走を行う。

支援者は学び続け、チームで支援し、関係機関と誠実に連携する。

2. 行動指針

誠実／感謝／多様性尊重／当事者の主体性尊重／共立。

3. 遵守事項（抜粋）

- (1) 個人情報・プライバシー情報を口外しない。
- (2) 支援対象者との金銭・物品の貸借や授受を行わない。
- (3) 団体内での宗教活動・営業活動を行わない。
- (4) 暴力・暴言・性的関係など不適切な関わりを行わない。